

健康保険法の規定により申請のあった全国健康保険協会の都道府県単位保険料率の変更について認可した件

○厚生労働省告示第三十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十条第八項の規定により申請のあった全国健康保険協会の都道府県単位保険料率の変更について認可したので、同条第九項の規定により、告示する。

令和六年二月二十七日

厚生労働大臣 武見 敬三